商品概要説明書

JAリフォームローン

(令和6年4月1日現在)

商品名	JAリフォームローン
ご利用いただける方	 ○当JA地区内に在住又はお勤めの方で当JAの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。 ○原則として、勤続(または営業)年数が3年以上の方。 ○借入期間が10年を超える場合は、団体信用生命共済(保険)に加入できる方。 ○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
資金使途	 ○その他当JAが定める条件を満たしている方。 ○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対象とします。 ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当JAが所在を確認できる範囲内のものとします。 (住宅関連設備の例) ①門、塀、車庫、物置。 ②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。 ③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。 ④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。 ⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。 ⑥太陽光発電システム。 ⑦耐震改修工事費。 ⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。 ⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。 ⑩その他住宅本体以外のもの。 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保ローンのお借換は対象外とします。
借入金額	○10 万円以上 1,500 万円以内(1 万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。 ○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち 500 万円以内とします。
借入期間	 ○1年以上15年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中のリフォームローンの借換の場合、借入期間は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。 ○また、空き家解体資金の場合、借入期間は1年以上10年以内とします。

借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【固定変動選択型】
	当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・7年・10年)をご選択いただき
	ます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。
	お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。
	固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択す
	ることもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲内と
	なります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。な
	お、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、
	変動金利に切替わります。
	【変動金利型】
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライム
	レート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適
	用利率を変更いたします。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ
	ください。
	〇元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎
	月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額
	して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%
	以内、1万円単位です。) のいずれかをご選択いただけます。
	○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金
返済方法	分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済
	額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利
	率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過す
	るごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の
	1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高があ
	る場合は、原則として期日に一括返済していただきます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J Aが指定する保証機関(静岡県農業信用基金協会)の保証をご利用いただ
	きますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
	なお、保証料率は年 0.55%です。
	【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(例)】
	お借入期間 1年 3年 5年 7年 10年 15年
	保証料(円) 2,879 7,779 12,193 16,164 21,413 28,565
団体信用生命共済	○ご希望により当JA所定の8種類の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご
(保険)	加入いただけます。
9大疾病補償保険	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、

	次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①全額繰上返済の場合…借入日から 3 年以内 3,300 円、5 年以内 2,200 円、7 年
	以内 1,100 円、7 年超無料
	②一部繰上返済の場合…一回ごとに 3,300 円
苦情処理措置およ び紛争解決措置の 内容	○苦情処理措置
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA
	本支店(所)または総務部総務課(電話:053-525-1011)にお申し出ください。当
	J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応
	に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を
	受け付けております。
	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせ
	ん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です(JAバンク相談所を通
	じての利用となります。)ので、利用を希望される場合は、上記総務部総務課
	またはJAバンク相談所にお申し出ください。
その他	 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の
	審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合
	もございますので、あらかじめご了承ください。
	○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。
	なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、5,500円の電子契約サービ
	ス手数料(消費税等含む。)が必要です。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い
	合わせください。
	○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済さ
	れた場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、
	所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合
	わせください。

JAみっかび